

## <お知らせ>



平成19年から

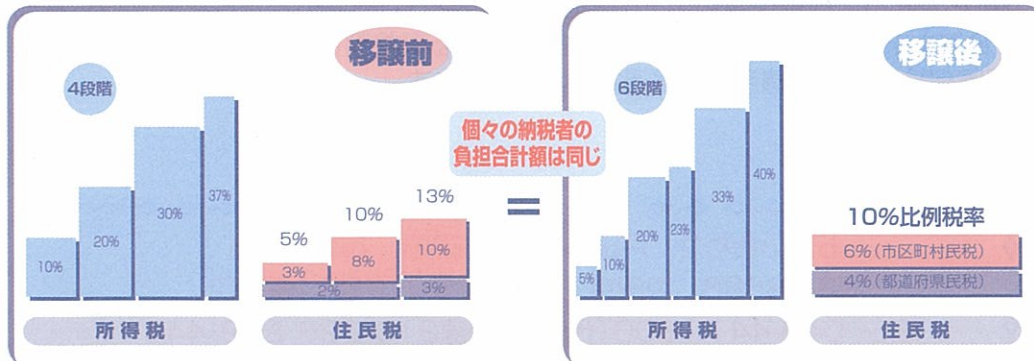
# 住民税・所得税が変わります。

～税源移譲により、住民税と所得税の税率が変わります。～

### ・どう変わるの？

これまで、住民税所得割の税率は、課税所得の金額に応じて5%、10%、13%の3段階となっていました。これが一律10%（市民税6%、県民税4%）となります。また、所得税の税率はこれまでの10%～37%の4段階から、5%～40%の6段階となります。

この変更により、多くの方は平成19年度から住民税が増えることとなりますが、そのぶん所得税が減ることとなるため、税源移譲の前後において「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。（右のモデルケースもご参照ください。）



### ・いつから変わるの？

住民税は平成19年度（平成19年6月）から、所得税は平成19年分（給与からの天引きの場合平成19年1月、確定申告による納付の場合平成20年3月の確定申告）から、それぞれ変わるようになります。

モデルケース：税源移譲による負担額の増減（年額）

#### ① 独身者の場合

給与収入	税源移譲前			⇒	税源移譲後		
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計
300万円	124,000円	68,500円	192,500円		62,000円	130,500円	192,500円
500万円	258,000円	167,000円	425,000円		160,500円	264,500円	425,000円
700万円	474,000円	311,000円	785,000円		376,500円	408,500円	785,000円

#### ② 夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			⇒	税源移譲後		
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計
300万円	0円	13,000円	13,000円		0円	13,000円	13,000円
500万円	119,000円	80,000円	199,000円		59,500円	139,500円	199,000円
700万円	263,000円	200,000円	463,000円		165,500円	297,500円	463,000円

- ※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
- ※ 夫婦+子供2人の場合、子供2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし、配偶者控除と扶養控除を適用して計算しています。
- ※ 上記の住民税額は、均等割（4,000円）を含みます。
- ★ 上記は税源移譲による負担額の増減を示したもので、定率減税を適用する前の税額となります。定率減税は平成19年から廃止されますのでご注意ください。（詳しくは裏面をご覧ください）

### ・なぜ変わるの？

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の一環として、国税の所得税から地方税の住民税（市県民税）へ、総額およそ3兆円の税源移譲が行われることによるものです。これにより、地方公共団体は自主的に財源を確保することができるようになり、より身近で、よりよい住民への行政サービスを行うことができるようになります。

### 税源移譲と行政サービス

